

CMの法律問題

2015年8月2日
株式会社日積サーべイ会議室
講師 弁護士 釜田佳孝

基礎編

第1 CMr が負う法的責任

- A 対発注者－CM契約を締結
契約責任
- B 対工事関係者（設計者、施工者、工事監理者など）－契約は締結せず
不法行為責任
- C 対第三者（近隣者、建築物の利用者など）－契約は締結せず
不法行為責任

実践編

第1問 (Q22)

アットリスクCMでは、CMrは元請となるのか。

CM業務の受託者は建設業法上の元請として考えるべきなのか？それとも建築主から委任・委託を受けた発注者として建設業法上の元請ではないと考えられるのかいすれでしょうか？